

障がい者控除対象者認定書の交付について

障がい者手帳等の交付を受けていない場合でも、高槻市長が身体障がい者等に準ずる者として認定をした者は、税金の控除（障がい者控除）を受けることができます。

本市では、審査により障がい者に準ずると認定した方に「障がい者控除対象者認定書」を発行しております。

1 「障がい者控除対象者認定書」認定の対象者（次のすべてに該当する方）

- ① 認定基準日現在で満65歳以上の方
 - ② 身体障がい者手帳・療育手帳等を所持していない方
 - ③ 認知症または身体の障がいにより日常生活に支障のある方（基準は裏面のとおり）
- ※寝たきりの場合は、②・③に該当する方

2 認定基準日

所得控除を受けようとする対象年の12月31日
（ただし、死亡した場合は、死亡日とする。）

3 申請方法等

[申請者]

本人（障がい者控除対象者）・親族・本人の同意を得ている方

[提出資料]

○要介護認定を受けている方

「障がい者控除対象者認定申請書（様式第1号）」

○要介護認定を受けていない方・認定の期間内に著しく心身の状況が変化した方

「障がい者控除対象者認定申請書（様式第1号）」

「高齢者調査記録票（様式第2号）」

4 認定書の発行

受理後、2週間程度で郵送します。

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

高槻市健康福祉部 長寿介護課

電話：(072) 674-7185

■認定の基準

介護保険の要介護認定資料等に基づき、下記の認定区分に該当するかを判定します。介護保険の認定のない方は、高齢者調査記録票により、同様の基準で判定します。

認定区分		認定のめやす
非該当		何らかの障がい等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
障がい者	知的障がい者（軽度・中度）に準じる。	日常生活に支障を来たすような症状または行動及び意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	身体障がい者（3級～6級）に準じる。	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
特別障がい者	知的障がい者（重度）に準じる。	日常生活に支障を来たすような症状または行動及び意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	身体障がい者（1級、2級）に準じる。	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。
	ねたきり高齢者	常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること。（6ヶ月以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態）